【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2024年6月5日

【会社名】 株式会社 MORESCO

【英訳名】 MORESCO Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 両角 元寿

【本店の所在の場所】 神戸市中央区港島南町五丁目5番3号

【電話番号】 078-303-9010

【事務連絡者氏名】 取締役 上席執行役員 藤本 博文

【最寄りの連絡場所】 神戸市中央区港島南町五丁目5番3号

【電話番号】 078-303-9220

【縦覧に供する場所】 株式会社MORESCO 東京支店

(東京都港区西新橋一丁目8番1号) 株式会社MORESCO 大阪支店

(大阪市中央区備後町三丁目2番15号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2024年5月30日開催の第66期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日 2024年5月30日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金25円(普通配当20円、創立65周年記念配当5円)

総額 230,819,500円

剰余金の配当が効力を生じる日

2024年 5 月31日

第2号議案 定款一部変更の件

事業内容の拡大および今後の事業展開に備えるため、第2条(目的)に目的事項を追加する。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、両角元寿、瀬脇信寛、坂根康夫、藤本博文、 細見次郎、富士ひろ子を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として、本田幹夫、町垣和夫、中上幹雄、中塚秀聡を選任する。

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額改定の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を年額2億5,000万円以内(うち社外取締役分年額2,000万円以内)とする。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額改定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額5,000万円以内とする。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示にかかる議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)	
第1号議案	69,786	350	•	(注) 2	可決	98.16
第2号議案	69,896	243	-	(注) 3	可決	98.32
第3号議案				(注) 4		
両角 元寿	69,477	662	-		可決	97.73
瀬脇 信寛	69,520	619	-		可決	97.79
坂根 康夫	69,543	596	-		可決	97.82
藤本 博文	69,501	638	-		可決	97.76
細見 次郎	69,607	532	-		可決	97.91
冨士 ひろ子	69,556	584	-		可決	97.84
第4号議案				(注) 4		
本田 幹夫	69,544	595	-		可決	97.82
町垣 和夫	69,426	714	-		可決	97.66
中上 幹雄	69,558	582	-		可決	97.84
中塚 秀聡	69,466	674	-		可決	97.71
第5号議案	68,991	1,143	-	(注) 2	可決	97.04
第6号議案	68,708	1,426	-	(注) 2	可決	96.65

- (注) 1.議決権の数は、事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したものであります。
 - 2. 出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。
 - 3.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
 - 4.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
 - 5.決議の結果における賛成比率は、出席したすべての株主の議決権の数(事前行使分および当日出席分(途中退場した株主の議決権の数を含む。))に対する賛成の割合であり、出席したすべての株主の議決権の数は、71,092個であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会の前営業日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上